

## 令和5年度 山陽新聞奨学生の募集について

### 1 申請資格

今春入学した生徒のうち、経済的理由で就業困難な県内の母子家庭などの子女で、父子家庭の場合も含めます。

### 2 校内定員 2名以内

### 3 学校書類提出締切 4月20日（木）

### 4 提出書類

- ① 願書
- ② 校長の推薦書
- ③ 母子家庭であることの証明書＝民生委員
- ④ 住民票（家族全員が記載されているもの）
- ⑤ 次のいずれかに該当する時は、市町村の証明書
  - (ア) 生活保護の適用を受けている＝社会福祉事務所
  - (イ) 中学校在学時、市町村から就学援助を受けていた  
＝教育委員会
  - (ウ) 生活福祉資金の貸し付けを受けている

### 5 校内担当者 有吉

※ 詳細は山陽新聞奨学生給付規則を確認してください。

※ 願書が必要な方は生徒を通じて申し出てください。

# 山陽新聞奨学生の申請について

出願資格は「県内の高校に今春入学した生徒のうち、経済的理由で就学困難な県内の母子家庭などの子女」で、父子家庭の場合も含みます。

ご提出いただく書類は次の通りです。ご多忙中恐れ入りますが出願希望者によろしくご指導下さい。

1、願書=校長検印

2、在学する高等学校長の推薦書

所定の様式

3、母子家庭であることの証明書=民生委員

※ 3は所定様式に代えて「児童扶養手当証書」のコピーで代用可

4、住民票（家族全員が記載されているもの）

5、次のいずれかに該当する時は、市町村の証明書

（ア）生活保護の適用を受けている=社会福祉事務所

（イ）中学校在学時、市町村から就学援助を受けていた=教育委員会

（弟妹が就学援助を受けている場合も提出して下さい）

（ウ）生活福祉資金の貸し付けを受けている

## 記入上の注意点

・校長先生の検印をお願いします（願書表面）

・年収欄については、収入がある家族全員の本年度1ヵ年の収入見込みを記入させてください。

・給与所得者の場合は前年の「源泉徴収票」、自営業の場合は確定申告書の写しを添付ください。

※ 年金収入の場合は、「公的年金等の源泉徴収票」を添付。

※ 農業収入は田、畠の耕作面積を欄外へ記入させてください。

※ 年収が極端に少ない場合は、参考事項欄に例えば別れた父親から仕送りを受けている等を具体的に記入させてください。

・推薦書の学力所見「評定平均値」は中学3年時の平均を記入ください。

上記の申請書類は一式同封でお届けしておりますが、複数の出願がある場合、コピーして頂ければ幸いです。

以上

# 山陽新聞奨学生給付規則

## (目的)

第 1 条 山陽新聞社と山陽新聞社会事業団は、創刊百周年を記念して山陽新聞奨学生制度を設ける。

この制度は、岡山県内に居住し、岡山県内の高等学校に在学する生徒のうち、向学心に富みながら、経済的な理由で、就学困難な母子家庭などの子女に対し奨学生を支給して、学業の達成を援助、有用な人材の育成を目的とする。

## (奨学生の資格)

第 2 条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

1. 高等学校に在学し、修業の見込みのあるもの。
2. 次のいずれかに該当する母子家庭などの子女であること。  
(ア) 生活保護の適用を受けている。  
(イ) 市町村から就学援助、または生活福祉資金の貸付けを受けている。  
(ウ) 前(ア)、(イ)に準ずると認められるもの。

## (奨学生の額と支給期間等)

第 3 条 奨学生は月額10,000円とし、支給期間は奨学生採用が決定した学期の最初の月から、その生徒の最低の修業年限期間とする。他奨学生との併給は原則しないものとする。

## (奨学生の返済義務)

第 4 条 奨学生は返済を要しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の全部または一部を返還させることができる。

1. 奨学生を目的以外に使用したとき。
2. いつわりの申請、その他不正の手段により支給を受けたとき。

## (奨学生の定員)

第 5 条 奨学生の定員は、各学年15人程度とし、初学年において選考するものとする。

## (募集)

第 6 条 奨学生の募集は4月10日から4月30日までの間とする。

## (申し込み手続き)

第 7 条 奨学生になることを希望する者は、次の書類を添えて在学する高等学校を経由して、山陽新聞奨学生選考委員会に提出するものとする。

1. 願書(様式1. 2)。
2. 第2条第2号に該当することを証する市町村長または民生委員の証明書。
3. 住民票の写し(家族全員が記載されているもの)。
4. 在学する高等学校長の推薦書(様式3)。

## (奨学生の選考)

第 8 条 奨学生の選考は山陽新聞社、山陽新聞社会事業団の役員の中からと、学識経験者で構成する選考委員会で行い、山陽新聞社会事業団理事長が決定する。選考の結果は、校長を通じ申し込み者に連絡する。奨学生に採用された者は、保護者と連署の誓約書(様式4)を選考委員会へ提出しなければならない。

(奨学生の支給方法)

第 9 条 奨学生は、各学期分をまとめて、校長を経由して本人に支給する。

(校長の報告義務)

第 10 条 校長は、毎学年度末に奨学生の就学状況（様式5）を選考委員会に提出するものとする。

また、奨学生の一身上に変化が生じたときも、そのつど報告するものとする。

(奨学生の報告義務)

第 11 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは保護者または本人が、その旨を校長を経由して選考委員会へ提出しなければならない。

1. 死亡または退学したとき。
2. 長期間欠席または休学もしくは復学したとき。
3. 奨学生または保護者の氏名、住所などの変更、その他奨学生願書記載事項と異なる変化があったとき。

(奨学生の資格喪失)

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生受給資格が喪失し以後の支給を停止する。

1. 死亡または退学したとき。
2. 正当な理由なく、休学または転校したとき。
3. 傷い、疾病、学業成績、素行不良などで修業の見込みが著しく困難になったとき。
4. 第2条第2号に該当しない事由が生じたとき。
5. 本人または校長から辞退の申し入れがあったとき。

(解釈・適用)

第 13 条 この規則に定めない事項またはこの制度の運用について疑義、改廃の必要が生じたときは、選考委員会の議を経て山陽新聞社会事業団理事長が決定する。

(事務局)

第 14 条 この制度の事務は山陽新聞社会事業団が行う。

(付 則)

第 15 条 この規則は平成16年4月1日から改正実施する。

制定 昭和54年1月1日、実施 同年4月1日

改正 昭和61年4月1日（第2条、第5条、第7条、第12条）

同 平成元年4月1日（第3条）

同 平成5年4月1日（第1条、第2条、第5条、第6条）

同 平成11年4月1日（第3条）

同 平成16年4月1日（第1条、第8条、第13条）

同 平成26年4月1日（第3条）

---

<お問い合わせは>

〒700-8634 岡山市北区柳町2丁目1番1号

社会福祉法人 山陽新聞社会事業団

電話：岡山（086）803-8071